資料１－２－１

# 事務局ヒアリングの結果概要

令和８年11月25日
個人情報保護委員会事務局

【注】本結果概要は、議事録が公開されることを前提として、事務局の責任において編集したものであり、読みやすいように表現を整えた部分や類似する複数の意見を一つにまとめた部分があります。

# 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害さないことが明らかな取扱い

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • **本人同意を不要とする場合**については、事業者が恣意的に判断することのないように、**真に必要な範囲内で具体的かつ限定的に定めてもらいたい**。<br>• 本人同意を不要とする場合について**判断基準や考慮要素を明確にする**ことは、個人と事業者の両方の立場の団体から望まれている。本人にとっても事業者にとっても**予見可能性は重要**。<br>• 本人同意を不要とする場合であっても、本人への情報提供や透明性の確保までは不要にはならない。<br>• 本人同意を不要とする場合の具体例をガイドラインで示す際には、該当しない例も示してもらいたい。<br>• 本人同意を不要とする要件となる**「必要やむを得ない」の解釈**については、**他の手段によって契約の目的を達成できるかどうか**を基準とし、本人同意を不要とする場合を最小化してもらいたい。 |
| **事業者の立場** | • 本人同意を不要とする場合として、本人との間の契約を履行するために必要やむを得ない場合の類型に加えて、**本人以外との間の契約を履行するためや契約の締結に先立って本人の要望に応えるために必要やむを得ない場合の類型を追加することに賛同**する。<br>• お客様からの問合せに対応するために**グループ会社や決済会社と連携する必要がある場合**についても本人同意を不要としてもらいたい。<br>• 本人同意を不要とする場合を定めるに当たっては、**限定的に列挙するのではなく、ハイレベルのコンセプトの判断基準や考慮要素を示した上でガイドラインで具体例を示す形にしてもらいたい**。<br>• 本人同意を不要とする場合における**「必要やむを得ない」は柔軟に解釈してもらいたい。それがないと絶対に契約の履行等ができないというところまで厳格に解釈しないでもらいたい。** |

# 子供の個人情報の取扱いに関する規律

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • **年齢確認や法定代理人からの同意の取得の際に、必要以上に個人情報の提供を求めることのないようにしてもらいたい**。年齢確認については、**年齢層の推定や自己申告による確認を認めるなど、必要最小限の確認で足りることとしてはどうか**。こども家庭庁の会議で検討されている年齢確認の方法とも整合的なものにしてもらいたい。<br>• 子供の最善の利益を最優先に考えて制度設計をしてもらいたい。**子供本人と法定代理人の意思が離れている場合については慎重な検討が必要**となる。虐待等の特別な事情にも配慮してもらいたい。利用停止請求は子供と法定代理人のどちらか一方からの請求で有効であるべき。<br>• 子供の発達段階にも配慮し、これに応じた子供向けの分かりやすい説明・通知も行ってもらいたい。<br>• **利用停止等請求ができる場合の例外**については、**限定的に定めてもらいたい**。<br>• 利用停止等請求を行う際に必要となる**本人確認資料は、必要最小限のものにしてもらいたい**。 |
| **事業者の立場** | • **年齢確認や法定代理人からの同意の取得**を厳格に行おうとすれば、多くの個人情報を集めることになってしまうため、過度な情報の取得を防止する観点からも、**リスクベースで柔軟な方法を認めてもらいたい**。適切な場合には**自己申告による確認も認めてもらいたい**。<br>• **子供本人と法定代理人の意思が合致しない場合の考え方**を明らかにしてもらいたい。<br>• 既存のサービス実態にも配慮して制度設計してもらいたい。どのような措置をとれば本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由があるといえるか柔軟な手法を例示してもらいたい。<br>• 子供本人が16歳に達した瞬間に取扱いを変えなければならないとなると困難を伴うため、取扱いを変えるための合理的な処理期間を認めてもらいたい。<br>• 本人認証、決済、不正防止、再登録防止、子供による安全なサービスの利用に必要な情報の取扱いまで止まってしまわないように、利用停止等請求ができる場合の例外を明確にしてもらいたい。 |

# 顔特徴データ等に関する規律

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • **今後の技術動向**まで踏まえれば、顔特徴データだけでなく、**ＤＮＡ、声紋データ、歩容データ、指紋データ、掌紋データも規律の対象としてもらいたい**。センサーの精度が右肩上がりに上がっていくことを前提に考えていく必要がある。<br>• **顔画像等を識別処理をすることなく取得し、事後的に識別処理をする場合にも規律の対象となる**ことを明らかにしてもらいたい。<br>• **周知方法**は、平易な表現やイラストを用いるなどして、**専門家ではない一般の個人にとっても分かりやすいものとしてもらいたい**。例えば、フォントの大きさを工夫することや標準化されたピクトグラムを採用することも一案であると考える。<br>• 顔特徴データ等を利用するに当たっては、透明性を確保し、本人が権利行使できる環境を整備してもらいたい。複数の事業者が取り扱う場合には一元的な窓口を設けてもらいたい。<br>• **再登録防止に必要**だからといって**利用停止後も顔特徴データ等を持ち続けることは認めるべきでない**。 |
| **事業者の立場** | • **顔特徴データを規律の対象とすることに賛同**する。**他のデータ**については、現時点において、**継続的な識別性を一定の水準で保証することができる段階にはない**。<br>• **識別処理をしていない単なる顔画像等が規律の対象外**であることを明確化してもらいたい。<br>• **物理的な掲示とウェブサイトでの詳細内容の公表を組み合わせた２段階の周知方法**を許容してもらいたい。**移動式カメラ**について、本人通知や掲示以外の**柔軟な周知方法も認めてもらいたい**。<br>• **顔特徴データ等を最初に登録する際にあらかじめ本人に説明している場合**には、その後の取得の際に重ねて周知することまで求められないことを明確化してもらいたい。<br>• **再登録防止に必要な情報**については、**利用停止等請求ができる場合の例外**として認めてもらいたい。 |

# 統計作成等の特例

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • 統計情報等の作成のみに利用されることの担保措置として、**提供元における情報の匿名化・仮名化等、プライバシー影響評価の実施、提供先における統計としての安全性確保、再識別・復元の防止、利用済みの情報の消去等**を求めたい。一定の場合には本人による関与を可能とする仕組みを設けることも求めたい。<br>• **プロファイリングや差別的取扱いにつながる利用**については、**特例の対象から除外してもらいたい**。<br>• **特例適用の要件となる公表**については、一元的に検索できるようにする観点から、**自社のウェブサイトのみならず、個人情報保護委員会の指定するウェブサイトでも行われることが望ましい**。本人が気付いて行動を起こすためには**一定の公表期間**が必要。公表事項として、**要配慮個人情報や16歳未満の者の情報を取り扱っているかどうか、オプトアウトの有無等**も分かるようにしてもらいたい。 |
| **事業者の立場** | • 特例の対象となる**統計情報等の作成の目的には、学習だけでなく、検証、追加学習、安全性評価などを含めたＡＩ開発のライフサイクル全体が含まれる**ことを明らかにしてもらいたい。<br>• 担保措置は、特定の技術を一律に求めるのではなく、**リスクに応じて合理的な措置**を講ずれば足りるものとしてもらいたい。**復元リスクに対応する上では、プロンプトの入力制御や出力制御など、出口側での措置も認めてもらいたい**。どの程度講ずれば足りるのかを明確化してもらいたい。<br>• 提供元と提供先の間で適切に合意されていたにもかかわらず、提供先の安全管理措置に不備があることをもって、個人データ等の提供が事後的に違法であると解釈されてしまうと提供がためらわれる。<br>• 公表は、自社のウェブサイトを基本とし、**個人情報保護委員会の指定するウェブサイトは選択的なものとしてもらいたい**。他方、**自社のウェブサイトがない事業者にとっては後者で公表できるとありがたい**。公表期間は、**ビジネススピードを阻害しないように配慮**してもらいたい。**公表事項については、営業秘密を保護する観点から、過度なものとならないようにしてもらいたい**。 |

# 委託先における個人データ等の適正な取扱い

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • 委託先の個人情報取扱事業者としての**義務を免除する要件となる委託契約の内容**は、**委託元が委託先の取扱いを把握し、必要なときに止められることが担保可能なもの**にしてもらいたい。**問題が生じた場合の責任の所在**を明らかにしてもらいたい。**再委託には委託元の了承を要することや委託先において自らのＡＩ学習等に利用しないこと**も定めてもらいたい。<br>• 委託元が委託先に対して個人情報の取扱いの方法を指示していることを前提とするのであれば、委託先が用意した契約内容に委託元が同意するだけの場合は許容しないでもらいたい。<br>• 委託契約は、文書化が必要であるが、学校現場や中小企業など専門的なノウハウが不足しているところもあることから、標準委託契約条項、モデル条項のようなものが用意されているとありがたい。 |
| **事業者の立場** | • 委託元と委託先の関係は一様でないことから、委託契約で定めるべき内容については、**一律かつ詳細に定めるのではなく、必要な水準を示した上で、柔軟に認めてもらいたい**。<br>• 法施行後に委託契約を改めて締結することなく、既存の契約や標準約款、第三者認証を利用しながら要件を満たすことができるようにしてもらいたい。<br>• 委託先がサイバー攻撃を受けた場合等に、独自の判断で調査等の緊急対応を行うことについても、委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内における取扱いとして許容されるようにしてもらいたい。<br>• グローバルな商慣行と整合的な仕組みとしてもらいたい。グローバルで締結しているデータ処理の契約や、リスクに見合った委託先の監督によって要件を満たせるようにしてもらいたい。 |

# 漏えい等報告・本人通知義務

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • **本人通知の簡素化**を認めるのは、**社内だけで使うＩＤ番号など、それ単体では意味を持たない情報のみが漏えいした場合に限定**してもらいたい。共用性のある情報は再識別のリスクがある。クレジットカード番号やメールアドレスの漏えいまで簡素化を認めるべきではない。漏えいしたのが社内ＩＤのみであるとしても、漏えい等が発生しやすい状況にあるのだから、**アラートを出す意味で、簡素化すべきでない**。<br>• **漏えい等報告の安易な合理化には慎重であるべき**。第三者から体制・手順について確認を受けているだけでなく、それが実効的に機能していることが重要。<br>• **違法な第三者提供を漏えい等報告の対象とすることに賛成**する。 |
| **事業者の立場** | • **グループ内だけで共用しているＩＤや復元できないハッシュ化したメールアドレス等**の漏えいも本人通知の**簡素化の対象としてもらいたい**。**データの機密性や悪用されるリスクなども考慮**してもらいたい。<br>• 認定個人情報保護団体の確認を受けている場合に加えて、**プライバシーマーク、グローバルＣＢＰＲ、ＩＳＭＳ、ＩＳＯを取得している場合**についても、**漏えい等報告の合理化の対象としてもらいたい**。国内のスキームだけでなく、**国際的な枠組み**によっても対象となるようにしてもらいたい。<br>• **漏えい等の可能性を完全に否定できなければ漏えい等報告を求める現在の運用を見直してもらいたい**。**サイバー攻撃に起因するもの**については、**未確認のセキュリティ警告や未遂のものまで対象としてしまうと過剰な負担**となる。委託先が先に速報を行った場合には委託元による速報を不要とし、確報は委託元と委託先が連名で行うことができるようにしてもらいたい。クレジットカードのセキュリティ強化が進んでいる状況を踏まえ、報告対象とする必要があるのか検討してもらいたい。<br>• **違法な第三者提供**を漏えい等報告の対象とするにしても、**システムの不具合や手続不備によるものまで対象としないでもらいたい**。過失によるものは一定規模以上のものを対象としてもらいたい。 |

# 連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得の禁止

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • ＩＰアドレス、デバイスフィンガープリント、ポストCookieと呼ばれるものなども含めて、**連絡に利用できるものは規律の対象にしてもらいたい**。事業者が保有する他の情報と照合することや広告配信を通じて**特定の個人に働きかけることが可能となる情報が規律の対象から漏れないようにしてもらいたい**。何が対象となるのかガイドライン等で一般の消費者にも理解できる形で例示してもらいたい。<br>• 将来的には連絡可能個人関連情報を個人情報として位置付けることも検討してもらいたい。 |
| **事業者の立場** | • 不適正利用や不正取得として禁止されるのは、フィッシング等の悪質な行為であり、通常業務を妨げるものではないことを明らかにしてもらいたい。<br>• Cookie ID、広告識別子、ＳＮＳのＩＤ、国際移動体装置識別番号（ＩＭＥＩ）だけで直接連絡できる事業者は限られる。**実際に連絡に利用できるかどうかで規律の要否を判断してもらいたい。法律上の要件となる「情報の伝達に利用することができるもの」の考え方や具体例を示してもらいたい。** |

# オプトアウト制度の強化

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • **提供時の身元確認**は、**本人確認書類により厳格に行うこと**を求めてもらいたい。法人の場合には、**窓口担当者の身元確認**も行ってもらいたい。ただし、身元確認に係る記録の保存期間は、昨今の漏えい等事案を踏まえれば、短い方が望ましい。<br>• **身元や利用目的の確認義務が免除される場合を拡大しないでもらいたい**。本人がＳＮＳ等で公開している情報であっても、それが名簿に利用されてしまうと本人の期待に反するのではないか。<br>• **提供時の記録**は、名簿が誰から来て誰に渡ったのかを**事後的に追跡できるものにしてもらいたい**。<br>• オプトアウト届出事業者の**届出事項に本人通知等の具体的な方法を追加することに賛成**する。加えて、届出事項には、**オプトアウトの申出方法、標準処理期間、申出に対する対応状況の確認方法、申出に手数料がかからないこと**を記載することも求めたい。申出に際して、**不必要な個人情報の提出や過度な手続負担が求められることがないこと**も明らかにしてもらいたい。 |
| **事業者の立場** | • **現在広く普及している企業データベースの取引**の際に**過大な負担にならないようにしてもらいたい**。 |

# 課徴金の導入

| | |
|---|---|
| **個人の立場** | • 課徴金制度の**対象を過度に狭くしないでもらいたい**。**違反行為後に是正しても課徴金は適用すべき**。違反を続けて発覚したら是正すれば足りるということになってしまう。**不適正利用、不正取得及び統計作成等の義務違反について、対象外となる場合を設けないことに賛成**する。他方、**第三者提供の制限違反の場合において本人に直接影響を与える情報に限定して課徴金の対象とすることには慎重**であるべき。本人の知らないところでの情報の利用そのものが本人の利益を損なう。**対象外となる具体例を示すことで悪質な事業者を利することのないようにしてもらいたい**。<br>• **課徴金の額を適法な部分と違法な部分に按分して算定するのには反対**。<br>• 課徴金制度が機能するかどうかは執行次第。専門人材を含めて体制を拡充してもらいたい。運用に当たっては、公表を適切に行い、透明性を確保してもらいたい。 |
| **事業者の立場** | • 課徴金を適用するのは、**故意による又は悪質な違反行為に限定**してもらいたい。**違反行為後の是正や再発防止、サイバーセキュリティ強化のための投資に対してインセンティブが働くようにしてもらいたい**。**適切な対策を講じたが結果として違法行為に該当してしまった場合にまで適用しないでもらいたい**。第三者提供の制限違反の場合において**本人に直接影響を与える情報に限定して課徴金の対象とすることに賛同**する。他方、連絡可能個人関連情報についての違反行為そのものが課徴金の対象となっていないにもかかわらず、それが含まれているかどうかを判断基準とするのはおかしい。**事業者の予見可能性を高めるため、課徴金の対象となる具体例を実務の実態に即して示してもらいたい**。<br>• 課徴金の額について、**サービス全体の売上げや正当なＡＩ開発の付加価値まで幅広く算定されれば過大になる**。**適法な部分と違法な部分を按分して算定してもらいたい**。<br>• 漏えい等報告と課徴金の減額のための自主的な報告を一体化できるなら一体化してもらいたい。 |